

(別添 2)



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

令和5年度 輸入食品監視統計

令和6年8月

厚生労働省健康・生活衛生局

令和5年度輸入食品監視統計

令和5(2023)年度の輸入食品の届出件数、輸入重量、検査件数、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)違反件数等の状況は以下のとおりである。

1. 年別の届出・検査・違反状況(表1,図1)

令和5年度における食品等(食品、添加物、器具、容器包装又は乳幼児用おもちゃをいう。)の届出件数は2,350,033件であり、届出重量は29,866,575トンであった。

検査は届出件数の8.5%にあたる199,272件について実施されている。内訳は、行政検査69,744件(3.0%:総届出件数に対する割合)、登録検査機関検査152,304件(6.5%/うち、検査命令62,333件)、外国公的検査機関検査3,494件(0.1%)である。

このうち763件が法違反として、積み戻し、廃棄又は食用外転用等の措置がとられたが、これは届出件数の0.03%に相当する。

年別輸入・届出数量の推移については、図1のとおり。

2. 検疫所別の届出・検査・違反状況(表2)

検疫所別に届出件数をみると、東京の680,754件(29.0%:総届出件数に対する割合)が最も多く、次いで大阪の305,504件(13.0%)、横浜269,583件(11.5%)、成田空港197,208件(8.4%)、川崎141,898件(6.0%)、名古屋136,252件(5.8%)、神戸99,470件(4.2%)、福岡98,480件(4.2%)の順であった。

3. 主な食品衛生法違反事例(表3,図2)

法違反となった届出件数763件*を条文別にみると、第13条違反の459件(60.2%)が最も多く、次いで第6条違反の224件(29.4%)、第12条違反39件(5.1%)、第18条違反32件(4.2%)、第10条違反8件(1.0%)、第68条違反3件(0.4%)の順であった。

※ 763件中1件は第6条及び第13条違反、1件は第12条及び第13条違反

条文別食品衛生法違反件数の構成については、図2のとおり。

4. 品目別の届出・検査・違反状況(表4,図3)

品目別の届出件数をみると、その他の器具の272,628件(11.6%:総届出件数に対する割合)が最も多く、次いで飲食器具264,431件(11.3%)、アルコールを含む飲料215,701件(9.2%)、生鮮肉類(内臓を含む)187,690件(8.0%)、野菜の調整品(きのこ加工品、香辛料、野草加工品及び茶を除く)169,924件(7.2%)、割ぼう具

133,544 件 (5.7%) であった。

また、違反状況をみると、種実類の 72 件 (9.4%: 総違反件数に対する割合) が最も多く、次いで穀類 70 件 (9.2%)、菓子類 (冷凍食品を除く) 56 件 (7.3%)、野菜 55 件 (7.2%)、水産動物類加工品 (魚類、貝類を除く) および野菜の調整品 (きのこ加工品、香辛料、野草加工品及び茶を除く) がそれぞれ 54 件 (7.1%) の順であった。

品目分類別輸入重量の構成については、図 3 のとおり。

5. 生産・製造国別の届出・検査・違反状況 (表 5, 図 4)

国 (地域を含む) 別の届出件数をみると、中華人民共和国の 905,785 件 (38.5%: 総届出件数に対する割合) が最も多く、次いでフランス 188,383 件 (8.0%)、アメリカ合衆国 165,858 件 (7.1%)、タイ 155,397 件 (6.6%)、大韓民国 101,656 件 (4.3%)、ベトナム 101,497 件 (4.3%) の順であった。

また、違反状況をみると、中華人民共和国の 206 件 (27.0%: 総違反件数に対する割合) が最も多く、次いでアメリカ合衆国の 100 件 (13.1%)、ベトナム 65 件 (8.5%)、インド 54 件 (7.1%)、タイ 44 件 (5.8%)、イタリア 32 件 (4.2%) の順であった。

地域別輸入重量の構成については、図 4 のとおり。